

静情審第16号
平成19年7月23日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会
会長 小野 森 男

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成17年9月14日付けによる下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

医療事故に関する公文書の非開示決定に対する異議申立て（諮問第145号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県知事が非開示とした部分のうち次の部分は開示すべきである。

- (1) 医療事故等調査委員会議事録のうち日時、場所並びに出席者（委員以外の出席者を除く。）の職及び氏名
- (2) 医療事故等報告書のうち報告書の作成日、病院の開設者又は管理者の住所及び氏名、病院の名称及び所在地、警察署への届出、事故の原因解明及び再発防止に関する検討の過程（ただし別表1の番号22、23の文書に記載された部分を除く）、現在とられている事故防止対策の状況並びに今後の再発防止策
- (3) 係争案件についての伺いのうち文書記号及び文書番号、文書の日付、あて先並びに発信者名

2 異議申立てに係る経過

- (1) 平成17年5月6日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、静岡県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成13年1月1日から平成16年12月末日までの間に作成された静岡県立総合病院における医療事故に関する一切の書類の開示を請求し、平成17年5月9日、実施機関は、当該開示請求書を受け付けた。
- (2) 実施機関は、この開示請求に対応する公文書として、別表1の公文書（以下「本件公文書」という。）及びその他27件の公文書（以下「その他公文書」という。）を特定した。
- (3) 平成17年5月18日、実施機関は、異議申立人に対し開示決定等の期間延長を通知した。
- (4) 平成17年6月22日、実施機関は、本件公文書には、条例第7条第2号、第5号及び第6号に掲げる情報が記録されているとの理由で、条例第11条第2項に基づき開示をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）をし、異議申立人に通知した。
また、同日、その他公文書について、部分開示決定をし、異議申立人に通知した。
- (5) 平成17年8月10日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、平成17年8月11日、実施機関はこれを受け付けた。

なお、部分開示決定については、異議申立ては行われていない。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。異議申立人が異議申立書、意見書及び意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 個人の住所、氏名を伏せれば特定の個人を識別することは不可能である。性別、

年齢が分かったとしても、個人が特定されるわけではない。何の手術が行われたかさえ開示されていないが、手術名が明らかにされても、個人が特定されることにはならない。手術の概要（手術の方法、手術の年、死亡の年）が開示されても、個人が特定されることにはならない。

- (2) 静岡県では、事故が起きても事故の概要すら公表しない。これでは、事故があったことすら全部隠し通せる。県が管理する遊具等の物品で死亡事故があれば、概要は公表するはずだ。概要すら公表しないということは、7条2号を大義名分にして、事故を隠していることは明らかである。
- (3) 事故が何科に多いのか、術後管理に多いのか、診断誤りによるものかわからない。事後的な検討が行われたり、改善が図られたのかわからない。
- (4) 医療事故の発生を防止し、改善するには、なぜ、どのような状況において医療事故が発生したのか、これに対して行政がどのように対応し、再発防止策がいかにとられたのか、またとられていないのか等を個別に検証することが必要不可欠である。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書及び意見陳述で主張している本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 医療事故等調査委員会議事録

静岡県立総合病院医療事故等調査委員会(以下「医療事故等調査委員会」という。)は、医療事故等について事実経過の把握、原因分析、その対応策、今後の対応策等について率直な意見交換及び意思決定を行うために開催されるものであり、議事録を公にすることにより自由かつ率直な意見交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがある。

また、議事録に含まれる個人を識別しうる住所、氏名のほか、病名、病状、術前・術後の身体状況、診療内容及び診療経過等は、個人の生命、身体、健康に直接関わり、極めて機微にわたる私的な情報であり、公にすることにより個人の権利利益を損なうおそれがある。

(2) 医療事故等報告書

最終的なものでない結果を公にすると県民等に不正確な理解や誤解を与え混乱を生じさせるおそれがある。

また、医療事故等報告書に含まれる個人を識別しうる住所、氏名のほか、病名、病状、術前・術後の身体状況、診療内容及び診療経過等は、個人の生命、身体、健康に直接関わり、極めて機微にわたる私的な情報であり、公にすることにより個人の権利利益を損なうおそれがある。

(3) 係争案件についての伺い

本件処分時に係争中の事案であり、病院の訴訟に関する意思決定・それに係る弁護士からの意見・助言が含まれており、公にすると訴訟の方針等を相手に知られる

ことになり、県の訴訟における当事者としての地位を不当に害するおそれがある。よって開示することにより業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、事案について事実経過の把握、原因分析、その対応策、今後の対応策等についての意思決定を行うために作成されたものであるが最終的なものではない。最終的なものでない結果を公にすると県民等に不正確な理解や誤解を与え混乱を生じさせるおそれがある。

また、係争案件についての伺いに含まれる個人を識別しうる住所、氏名のほか、病名、病状、術前・術後の身体状況、診療内容及び診療経過等は、個人の生命、身体、健康に直接関わり、極めて機微にわたる私的な情報であり、公にすることにより個人の権利利益を損なうおそれがある。

5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書について審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件公文書の性質及び内容について

ア 医療事故等調査委員会議事録

医療事故等調査委員会は、静岡県立総合病院医療事故等調査委員会規程(以下「規程」という。)により設置された委員会である。規程第2条によれば、医療事故等調査委員会の目的は、「静岡県立総合病院内で発生したトラブルについて、当該トラブルが医療事故であったかどうかを判断するため、事実確認及び調査を行い、善後策を講じることにより再発の防止を図ること」である。規程第4条によれば、医療事故等調査委員会の審議事項は、(ア) 医療事故であったかどうかの事実確認及び調査に関する事、(イ) 医療事故再発防止のための方策の策定に関する事、(ウ) 医療事故の事後処理に関する事、(エ) その他必要と認める事項である。規程第6条によれば、「委員会の性質上、審議内容が個人情報に関するものであり、個人のプライバシー保護のため審議事項は全て非開示」とされている。

医療事故等調査委員会議事録は、医療事故等調査委員会の議事録であり、(ア) 日時及び場所、(イ) 出席者の職及び氏名、(ウ) 患者の氏名、(エ) 議事内容が記載されている。議事内容の記載を補足するため担当医師等が作成した報告書が添付されているものもある。

イ 医療事故等報告書

「病院の医療事故等への対応について」(平成14年1月4日付け健医第647号健康福祉部長通知、以下「健康福祉部長通知」という。)は、重大な医療事故及び管理上重大な事故が発生した場合には、事故発生後速やかに、管轄保健所を通じて健康福祉部医療室に報告するものとしている。健康福祉部長通知は、報告の対象事例及び報告事項について規定し、報告書の様式を定めており、健康福祉部長通知に基づく報告書は別表1の番号19の文書が該当する。当該報告書には(ア) 報告書の作成日、(イ) 病院の開設者又は管理者の住所及び氏名、(ウ) 病院の名称及び所在地、(エ) 患者の氏名、住所、生年月日及び性別、(カ) 診療の経過、(キ) 事故の

概要及び経過、(キ) 患者及びその家族への対応、(ク) 警察署への届出、(ケ) 事故の原因解明及び再発防止に関する検討の過程、(コ) 現在とられている事故防止対策の状況、(カ) 今後の再発防止策が記載されている。

「医療事故の保健所への報告基準及び公表基準について（通知）」（平成13年12月27日付け病管第135号健康福祉部病院局長通知、以下「病院局長通知」という。）は、病院長は、管轄保健所に報告しようとするときは、必要に応じて、病院局長と協議することとしている。協議に当たって提出する書類の記載事項や様式については特に規定はないが、おおむね健康福祉部長通知に基づく医療事故等報告書の記載事項に準じた事項が記載されており、病院局長通知に基づく報告書は別表1の番号18、20、21、22及び23の文書が該当する。なお、個々の公文書に記載された内容は別表2のとおりである。

ウ 係争案件についての伺い

県立総合病院長が病院局長に対して係争案件についての県の方針を伺うために作成した文書である。この文書は、文書記号及び文書番号、文書の日付、あて先、発信者名、標題並びに本文から構成され、本文には、県代理人弁護士及び保険会社との協議内容並びに処理方針に関する病院の意見が記載されている。

(2) 非開示情報該当性について

実施機関は、条例第7条第2号、第5号及び第6号を非開示の根拠としている。

条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報とした上で、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。（後略）」のいずれかに該当する情報は開示しなければならない旨規定している。

また、条例第7条第5号は、「県の機関（中略）の内部（中略）における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報と規定している。

また、条例第7条第6号は、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報と規定し、「次に掲げるおそれ」としてアからオの5つを例示しているが、イと

して「契約、交渉、渉外又は争訟に係る事務に関し、県（中略）の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を規定している。

以下、公文書ごとに非開示情報に該当するかについて検討する。

ア 医療事故等調査委員会議事録

(ア) 日時及び場所

日時及び場所は、医療事故等調査委員会が開催された日時及び場所である。これらを公にしたとしても、委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとは言えず、条例第7条5号の非開示情報に該当しない。

(イ) 出席者の職及び氏名

出席者の職及び氏名は、医療事故等調査委員会に出席した静岡県立総合病院の職員の職及び氏名である。出席者は、委員及び委員以外の職員から構成されており、委員以外の職員とは、医療事故等に関与した担当医師及び担当看護師である。

委員の職及び氏名については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるが、公務員の職務の遂行に係る情報であり、ただし書ウに該当するから、条例第7条第2号の非開示情報に該当しない。

委員以外の職員についても、公務員の職務の遂行に係る情報であるという点では委員と同様である。しかし、職及び氏名を他の情報と照合することによって患者を識別することができることとなるので、患者の個人情報として条例第7条第2号の非開示情報に該当する。

(ウ) 患者の氏名

患者の氏名は、静岡県立総合病院の患者の氏名である。これは、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであり、ただし書アからウのいずれにも該当しないから、条例第7条第2号の非開示情報に該当する。

(エ) 議事内容

議事内容には、特定の患者の病名、症状、診療内容、手術内容、身体状態、家族の状況等に関する出席者の発言が記載されている。

これらの情報は、個人の生命、身体、健康に直接関わり、極めて機微にわたる私的な情報である。したがってこれらの情報は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第2号の非開示情報に該当する。

イ 医療事故等報告書

(ア) 報告書の作成日

報告書の作成日は、個人に関する情報ではないから条例第7条第2号の非開示情報に該当しない。

(イ) 病院の開設者又は管理者の住所及び氏名

病院の開設者又は管理者の住所及び氏名は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるが、公務員の職務の遂行に係る情報であり、ただし書ウに該当するから、条例第7条第2号の非開示情報に該当しない。

(ウ) 病院の名称及び所在地

病院の名称及び所在地は、個人に関する情報ではないから条例第7条第2号の非開示情報に該当しない。

(エ) 患者の氏名、住所、生年月日及び性別

患者の氏名、住所、生年月日及び性別は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであり、ただし書のいずれにも該当しないから、条例第7条第2号の非開示情報に該当する。

(オ) 診療の経過

診療の経過には、特定の患者に係る初診時の状況及び初診時から事故発生までの経過が記載されている。

これらの情報は、上記ア(エ)議事内容に記載の情報と同様に条例第7条第2号の非開示情報に該当する。

(カ) 事故の概要及び経過

事故の概要及び経過には、特定の患者に係る事故発生の状況、事故発生後の医療上の処置、転帰及び今後の回復の見込、事故の発生原因並びに従事者の職及び氏名が記載されている。

これらの情報のうち従事者の職及び氏名を除いた部分は、上記ア(エ)議事内容に記載の情報と同様に条例第7条第2号の非開示情報に該当する。

従事者の職及び氏名は、医療事故等に関与した医師の職及び氏名であり、これを他の情報と照合することによって患者を識別することができることとなるので、患者の個人情報として条例第7条第2号の非開示情報に該当する。

(キ) 患者及びその家族への対応

患者及びその家族への対応には、病院側の患者に対する対応の内容、患者及びその家族の理解状況及び要望、対応者の職及び氏名が記載されている。

これらの情報のうち対応者の職及び氏名を除いた部分は、上記ア(エ)議事内容に記載の情報と同様に条例第7条第2号の非開示情報に該当する。

対応者の職及び氏名は、患者及びその家族に対応した医師及び看護師の職及び氏名であり、これを他の情報と照合することによって患者を識別することができることとなるので、患者の個人情報として条例第7条第2号の非開示情報に該当する。

(ク) 警察署への届出

警察署への届出は、届出の有無及び理由が記載されている。

これらの情報は、個人に関する情報ではないから条例第7条第2号の非開示

情報に該当しない。

(ケ) 事故の原因解明及び再発防止に関する検討の過程

当審査会で本件公文書を見分したところ、事故の原因解明及び再発防止に関する検討の過程には、事故における患者の状況と直接関係しない一般的な記載がされている文書（別表1の番号18及び19）と事故における患者の状況に関する記載がされている文書（別表1の番号22及び23）とがあった。なお、別表1の番号20及び21の文書は、事故の原因解明及び再発防止に関する検討の過程について記載されていない。

事故における患者の状況と直接関係しない一般的な記載がされている文書については、条例第7条第2号の非開示情報に該当しない。

事故における患者の状況に関する記載がされている文書については、事故における患者の状況に関する情報は、上記ア(エ)議事内容に記載の情報と同様に条例第7条第2号の非開示情報に該当する。

(ク) 現在とられている事故防止対策の状況

現在とられている事故防止対策の状況には、患者の状況と直接関係しない一般的な事故防止対策が記載されている。

これらの情報は、個人に関する情報ではないから条例第7条第2号の非開示情報に該当しない。

(カ) 今後の再発防止策

今後の再発防止策には、患者の状況と直接関係しない一般的な再発防止策が記載されている。

これらの情報は、個人に関する情報ではないから条例第7条第2号の非開示情報に該当しない。

ウ 係争案件についての伺い

文書記号及び文書番号、文書の日付、あて先並びに発信者名は、条例第7条第2号及び第6号の非開示情報のいずれにも該当しない。

標題及び本文には、特定の患者の氏名、病名、症状、診療内容、手術内容、身体状態等に関する記載が含まれている。

これらの情報は、個人の生命、身体、健康に直接関わり、極めて機微にわたる私的な情報である。したがってこれらの情報は、仮に患者の個人識別部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第2号の非開示情報に該当する。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表 1

(1) 医療事故等調査委員会議事録

番号	文書の日付	文書の名称
1	平成 14 年 12 月 9 日	打ち合わせ会議概要
2	平成 13 年 4 月 24 日	医療事故調査委員会の内容
3	平成 13 年 12 月 3 日	医療事故等調査会記録
4	平成 14 年 5 月 17 日	医療事故等調査会会議内容
5	平成 15 年 3 月 18 日	医療事故調査委員会議事録(患者A)
6	平成 15 年 3 月 18 日	医療事故調査委員会議事録(患者B)
7	平成 14 年 4 月 30 日	医療事故等調査委員会会議内容
8	平成 16 年 1 月 29 日	医療調査委員会議事録
9	平成 15 年 5 月 1 日	医療調査委員会議事録
10	平成 16 年 2 月 9 日	患者Cに関する打合せ
11	平成 16 年 8 月 2 日	医療調査委員会議事録
12	平成 16 年 8 月 19 日	医療調査委員会記録
13	平成 16 年 7 月 14 日	医療調査委員会議事録
14	平成 16 年 8 月 9 日	医療調査委員会議事録
15	平成 16 年 11 月 17 日	医療調査委員会議事録
16	平成 16 年 12 月 21 日	医療調査委員会議事録
17	平成 16 年 12 月 24 日	医療調査委員会議事録

(2) 医療事故等報告書

番号	文書の日付	文書の名称
18	平成 14 年 5 月 1 日	医療事故等報告書(病院局長あて)
19	平成 14 年 5 月 1 日	医療事故等報告書(医療室あて)
20	平成 16 年 2 月 12 日	医療事故等報告書
21	平成 16 年 8 月 23 日	医療事案報告書
22	平成 16 年 9 月 1 日	医療事故等報告書
23	平成 16 年 7 月 27 日	医療事故等報告書

(3) 係争案件についての伺い

番号	文書の日付	文書の名称
24	平成 16 年 5 月 21 日	患者Dに係る係争案件について(伺い)

別表 2

番号	文書の名称	記載内容
18	医療事故等報告書(病院局長あて)	(ア)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)
20	医療事故等報告書	(ア)、(イ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)
21	医療事案報告書	(ア)、(イ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)
22	医療事故等報告書	(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ケ)、(コ)
23	医療事故等報告書	(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ケ)、(コ)、(サ)

- (ア) 報告書の作成日
- (イ) 病院の開設者又は管理者の住所及び氏名
- (ウ) 病院の名称及び所在地
- (エ) 患者の氏名、住所、生年月日及び性別
- (オ) 診療の経過
- (カ) 事故の概要及び経過
- (キ) 患者及びその家族への対応
- (ク) 警察署への届出
- (ケ) 事故の原因解明及び再発防止に関する検討の過程
- (コ) 現在とられている事故防止対策の状況
- (サ) 今後の再発防止策

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 17 年 9 月 15 日	諮問を受け付けた。	
同 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 18 年 3 月 24 日	審議	第 183 回
平成 18 年 4 月 19 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 18 年 4 月 24 日	審議、実施機関の意見を聴取した。	第 184 回
平成 18 年 5 月 18 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 18 年 5 月 29 日	審議	第 185 回
平成 18 年 6 月 26 日	審議、異議申立人の意見を聴取した。	第 186 回
平成 18 年 7 月 31 日	審議	第 187 回
平成 18 年 8 月 28 日	審議	第 188 回
平成 18 年 9 月 22 日	審議	第 189 回
平成 18 年 10 月 30 日	審議	第 190 回
平成 18 年 11 月 21 日	審議	第 191 回
平成 18 年 12 月 21 日	審議	第 192 回
平成 19 年 1 月 22 日	審議	第 193 回
平成 19 年 2 月 20 日	審議	第 194 回
平成 19 年 3 月 26 日	審議	第 195 回

平成 19 年 4 月 23 日	審議	第 196 回
平成 19 年 5 月 28 日	審議	第 197 回
平成 19 年 6 月 25 日	審議	第 198 回
平成 19 年 7 月 23 日	審議 (答申)	第 199 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等 (氏名は、五十音順)

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
上 野 征 洋	静岡文化芸術大学 副学長	第 183 回～第 190 回、 第 193 回～第 199 回
大 村 知 子	静岡大学 教育学部教授	第 183 回～第 186 回、 第 188 回、第 190 回～ 第 194 回、第 196 回～ 第 199 回
小 野 森 男	弁護士	第 183 回～第 199 回
佐 藤 登 美	静岡県看護協会会長	第 183 回～第 199 回
田 中 克 志	静岡大学 法科大学院教授	第 183 回～第 199 回
山 中 崇 弘	静岡新聞社 顧問	第 183 回、第 185 回～ 第 199 回